

別紙 3 : 変更の理由

平成 27 年 7 月 6 日付け 27 水港第 1464 号により承認された水産物供給基盤機能保全事業計画で、-4.5m 泊地（新生地区）、-6.0m 泊地川口 A・B（川口地区）、-6.0m 泊地川口外港・黒生 A・C（川口外港・黒生地区）、-7.5m 泊地（黒生地区）の 5 つの施設の浚渫を実施していたが、平成 30 年 9 月 21 日付けで策定された銚子地区特定漁港漁場整備事業計画に基づく水産流通基盤整備事業に-6.0m 泊地川口外港・黒生 A・C（川口外港・黒生地区）、-7.5m 泊地（黒生地区）の 2 施設の浚渫が移行されたものによる。

また、当該申請水域施設は、県単独事業による浚渫の実施を予定しているため、海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類の表記を「銚子漁港における航路及び泊地浚渫によって発生する一般水底土砂で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 10 条 2 項第 5 号口の政令で定める基準に適合する水底土砂」に変更する。